

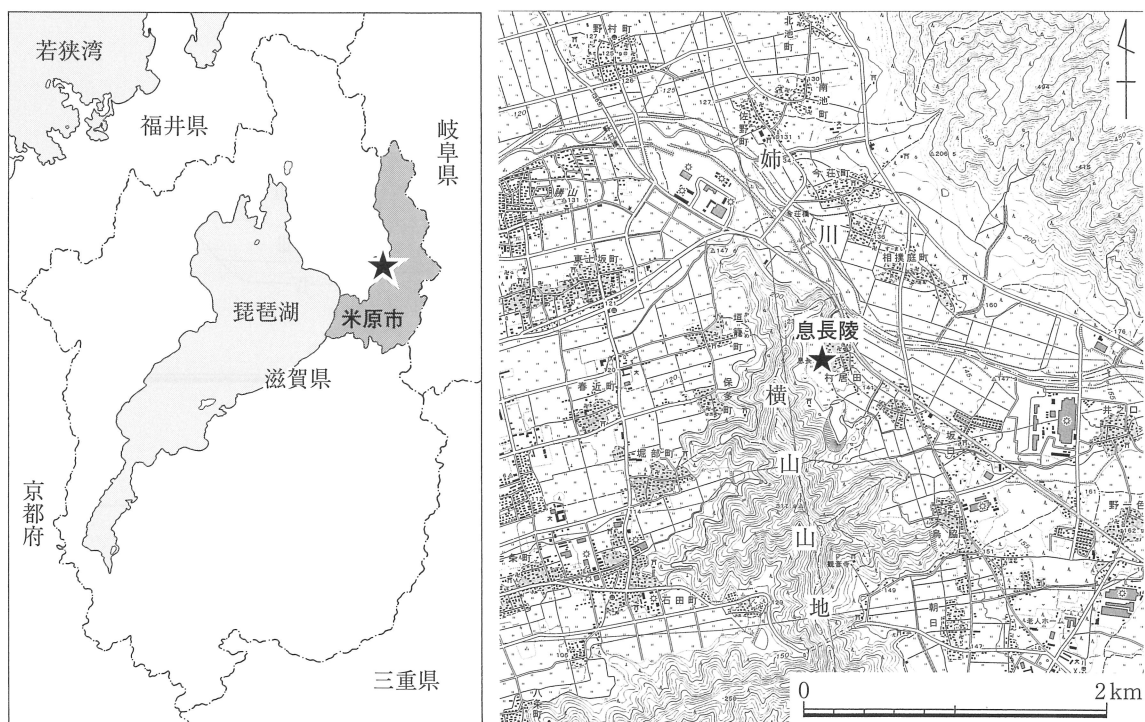
皇后廣姫 息長陵駐車場整備工事に伴う立会調査

敏達天皇皇后廣姫息長陵は、JR北陸本線長浜駅よりおよそ7km東方、南北に延びる横山山地の東側、すなわち琵琶湖側からみて裏側にあたる滋賀県米原市（旧坂田郡山東町）村居田に所在している（第12図）。

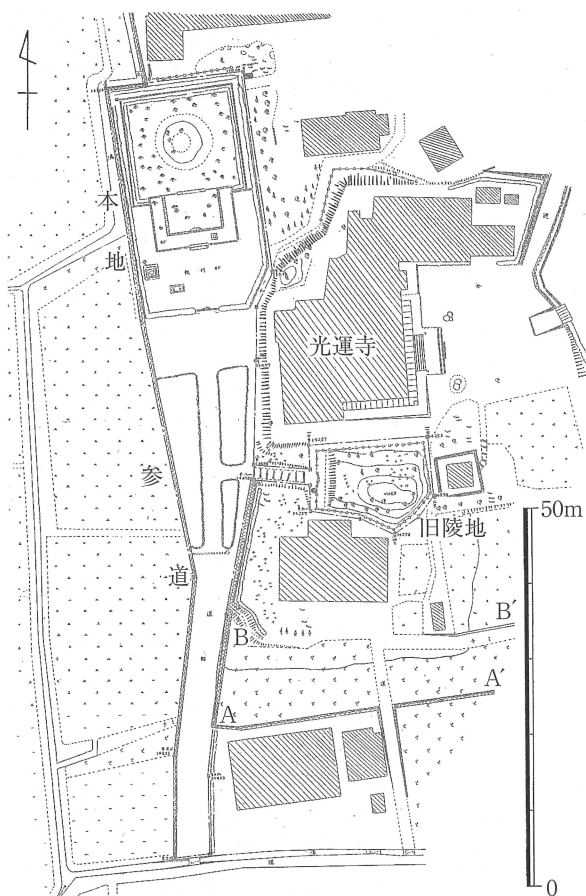
当陵墓地は大別すると、陵本体となる墳丘（以下、「現陵」と呼ぶ。）と拝所を中心とした「本地」、そこに至るための「参道」部分、及び参道の東に飛び出した「旧陵地」と呼ばれる附属地からなる（第13図）。本地南東側と旧陵地北側は浄土真宗大谷派の寺院である光運寺に接しており、光運寺・旧陵地の敷地である東側の土地は本地・参道部分がある西側より2m近く高い。現陵は現状で径およそ8m、高さおよそ1.5mの円丘で、旧陵地には長さおよそ14m、最大幅およそ12m、高さおよそ4.5mのおおむね長方形を呈する墳丘が存在している。

当陵の治定は明治8年のことであるが、既に知られているように当地が治定されるに至る端緒は江戸時代における埋葬施設の不時発掘にある。『近江国輿地志略』⁽¹⁾、『教部省調査御陵記』⁽²⁾、『近江坂田郡志』⁽³⁾などの内容を総合すると、発掘年次については延宝年間（1673～1681）説⁽⁴⁾と元禄9年（1696）説⁽⁵⁾とがあり確定することはできないが⁽⁶⁾、光運寺の堂宇建立に際して塚を切り崩したところ「石槨」・「石棺」あるいは「石ノ唐戸」が現れ、「天冠」・「金作之鎧兜太刀数珠鏡等」の遺物を発見、「領主」あるいは京都町奉行の指示のもと「堀居左近邸内」あるいは「北ノ方」へ移動の上、埋め戻したという⁽⁷⁾。

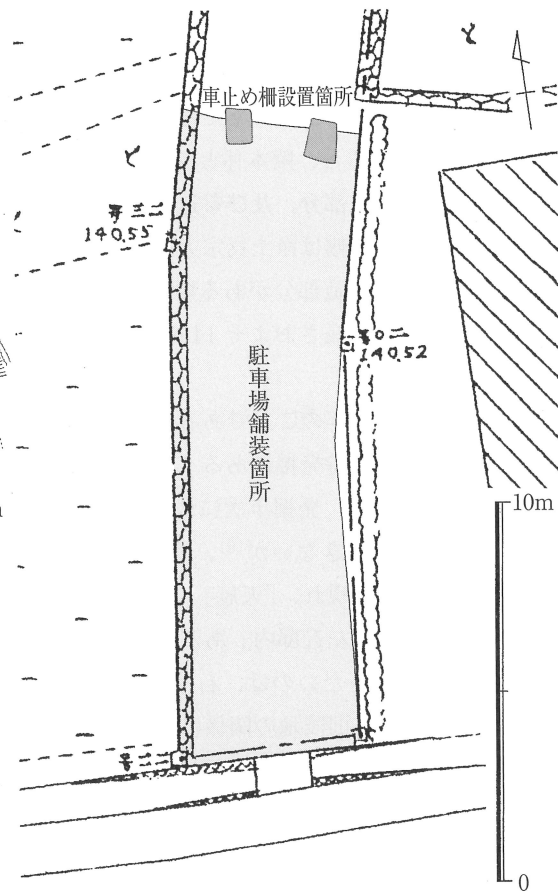
ここで注意しておきたいのは、石棺が所在した本来の古墳（「村居田古墳」と呼ばれる⁽⁸⁾）、発掘後の石棺の移設場所、現陵、旧陵地の関係について、従来の見解にまみ混乱が見られることである。現在、現陵と旧陵地を2基の古墳と捉えたものか、両墳を中心とした範囲が「広姫息長陵古墳群」として周知の埋蔵文化財包蔵地となっている⁽⁹⁾。旧陵地についてはその名称から明治10年の「御陵造営」以前に石棺が埋設されていた場所ではないかとの指摘もあるが、『教部省調査御陵記』の記述により、村居田古墳の削り残された墳丘とするべきである⁽¹⁰⁾。石棺の移設場所は「北ノ方」とあるように当初出土位置である光運寺から見て北側、すなわち当初から現陵の地であり、隣地には堀居左近のご子孫もご健在である。明治10年に行われたという「造営」は、露出していた石棺と持ち出されていた石室材のいくつかを埋め戻すことで現陵の墳丘



第12図 息長陵 位置図 平成18年国土院発行 1：25,000地形図「長浜」使用

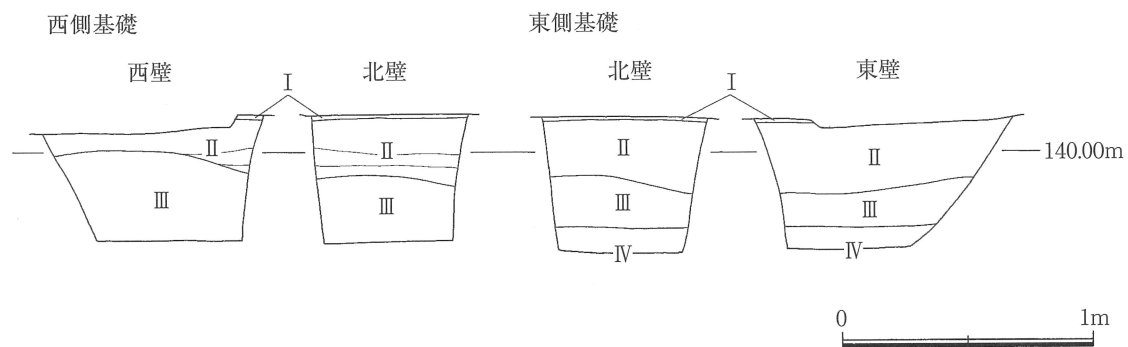


第13図 息長陵 地形図 (1/1000)



第14図 息長陵 掘削箇所位置図 (1/200)

車止め柵設置箇所



第15図 息長陵 掘削箇所断面図 (1/30)

を築造したもののようである⁽¹¹⁾。したがって、現陵と村居田古墳とを別の古墳とすることはできず、当陵の周囲において考古学的に「古墳」と分類される遺跡は現在のところ村居田古墳しか確認できないといえよう。

現在の光運寺境内に埋葬施設が存在していたこと、光運寺背後ではおおまかに円弧を描く光運寺・旧陵地と本陵・参道との間の段差のラインが旧陵地付近でいったんすばまったのち南側の宅地にかけて直線的に延びていくこと、といった点は、既に指摘されているように村居田古墳が光運寺境内を後円部として南北に主軸を取る前方後円墳である可能性が極めて高いことを示していると思われる⁽¹²⁾。前方部前線ラインは、旧陵地南隣宅とさらにもう一軒南側宅と間に存在する2箇所の段差のうち（第13図A-A'、B-B'）、周囲の状況からみて南側のA-A'ラインの方が可能性が高いものと思われる。この場合、村居田古墳は墳長65～70m程度の規模に復元することができる。

今回の調査は、参道南端部を駐車場として整備する工事に際し実施したものである。当初計画の掘削箇所と規模は、駐車場舗装箇所（長さ：16.5m×幅：4m×深さ：0.2m）、石積み据直し箇所（長さ：17.5m×幅：0.3m×深さ：0.4m）、入口整備箇所（長さ：4.2m×幅：0.4m×深さ：0.4m）、車止め柵設置箇所（長さ：0.4m×幅：0.4m×深さ：0.6m×2箇所）、擬木柵撤去箇所（長さ：0.4m×幅：0.4m×深さ：0.5m×8箇所）であるが、すべて駐車場舗装箇所と重複している（第14図）。立会調査の実施期間は平成18年7月24日～28日の5日間であった。

調査期間中において車止め柵設置箇所、石積み据直し箇所、入口整備箇所、擬木柵撤去箇所の掘削に立ち会うことができた。最初に最も深い車止め柵設置箇所の掘削を指示し土層の状況の確認に努めたが、これらの掘削箇所を確認できたのは表土（Ⅰ層）、現参道造成土（Ⅱ層）、旧参道造成土（Ⅲ層）、旧耕作土（Ⅳ層）にとどまった（第15図）。周辺地形と比較すれば現参道が旧耕作面上に造成されたことは予想されることであるが、今回の掘削はこの埋め殺された旧耕作地の耕土内にとどまることが明らかとなり、当初心配された村居田古墳関係のもののほか、何らの遺構・遺物も存在しなかった。なお、駐車場として利用するには想定以上に地盤が軟弱であることが判明したため、土壌改良のために駐車場舗装箇所全体の掘削深度が0.2mから0.5mへと設計変更が行われたが、変更後においても車止め柵設置箇所よりも浅い掘削であったため、工事に問題はないものと判断された。

以上、今回の工事箇所では遺構・遺物は確認されず、工事は予定通り施工された。なお、参道および附属地周辺で埴輪の細片若干を採集している。その特徴は、従来村居田古墳のものとして知られているものと変わるものではないと思われる⁽¹³⁾。

（有馬 伸）

註

（1） 寒川辰清『近江国輿地志略』。成立は享保19年（1734）。蘆田伊人編『大日本地誌大系』（雄山閣出版、1925・26年）に上下2分冊で所収。

（2） 『教部省調査御陵記』。書陵部陵墓課保管（B-1-2）。

（3） 平川喜代太郎ほか編『近江坂田郡志』、滋賀県坂田郡役所、1913年。

（4） 『教部省調査御陵記』に「延宝年中古墳少々北之方へ奉移ト言傳フ。」とある。

前掲註（2）書。

（5） 前掲註（3）書。

（6） 『近江国輿地志略』には不時発見が「三四十年ばかり以前」とあり、同書成立とされる享保19年（1734）から逆算すれば元禄7年（1694）～元禄17／宝永元年（1704）を中心とした年代となっており、元禄9年説に有利と思われる。しかし、「三四十年ばかり以前」に対する“今”が何時なのか明記されているわけではなく、同書編纂に15年を要したという自序に従えば、その上限は延宝7年（1679）～元禄2年（1689）となっており、延宝年間説も成り立つ余地が残る。

前掲註（1）書。

（7） 不時発掘からその後の処置についての諸書の記載は以下の通り。なお、引用にあたって一部の漢字を現行のものに改めた。

「三四十年ばかり以前古墳を穿出すに石棺なり。内に天冠などあり。土俗領主に訴。領主驚て元のごとく

埋をさめしむ云。」

『近江国輿地志略』、前掲註（１）書。

「昔シ古墳穿出候、石棺之内ニ天冠ナド有之由ニ申シ傳へ候へ共、證拠之文書等無御坐候、延宝年中古墳少々北の方へ奉移」との言い伝えがあり、堀居家に「中古御代官曲淵市郎右衛門様御支配ノ節、寺建立ノ儀ニ付字塚と申処地形引ならし可申と高キ分堀崩シ申候処、石ノ唐戸ニ堀当り、フタイシ石取のけ申候へば、金作之鎧兜太刀数珠鏡等御坐候、而高位之御體ト相見へ申候故、村中評議之上栄捨置奉存、二條御奉行所へ言上仕候処、早速御検使被成下、御吟味之上随分龜抹不仕埋候様ニ被仰付、右之品々不殘埋置申候、御奉行様段々御吟味被遊候ヘトモ、何レノ御廟とも相知れ不申候」という内容の寛保年間の書き付けがあったという。

『教部省調査御陵記』、前掲註（２）書。

「元禄九年同村（大原村のこと。有馬註）光運寺の本堂改築のため其地を開墾せしに、図らずも石槨頭はれ、其中に大石棺の埋蔵されありたれば、里人等大に驚き、工事を中止し、領主の指揮を請ひたり、領主之を検し、其村人堀居左近に累世守護の由緒あるを以て、其発掘品を其邸内の一隅に遷し、僅かの兆域に埋蔵し、竹柵を繞らさしめたり」

『近江坂田郡志』、前掲註（３）書。

- （８） 用田政晴「村居田古墳（伝息長広媛陵古墳）」近藤義郎編『前方後円墳集成』近畿編、山川出版社、1992年。
- （９） 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課『滋賀県遺跡地図』平成13年度改訂、滋賀県教育委員会・滋賀県埋蔵文化財センター、2003年。
- （10） 『教部省調査御陵記』に「其ノ（光運寺のこと。有馬註）境内ノ南ヘヨリタル所凡ソ一丈許ノ高キ所有テ樹木茂レリ図面ノ如シ此レゾカノ古塚ヲ崩シタル時堀残セル所也ト云フ」とある。

註（２）に同じ。

- （11） 『白河院御陵図并近江国坂田郡村居田村古墳図其外共』。書陵部図書課保管（168 - 291）。

『廣姫皇后陵修営目論見帳』、1876年。書陵部図書課保管（陵 - 695）。

なお、註（10）引用文にもみられるように『教部省調査御陵記』には当初添付図面が存在していたことが明らかであり、『近江坂田郡志』に所収される図面はその写しとされているが、陵墓課保管本では一切の図面が欠落している。『白河院御陵図并近江国坂田郡村居田村古墳図其外共』に収められる息長陵関連の図面は『近江坂田郡志』所収のものと趣が異なるため別系列のものと思われるが、明治10年の修陵以前の状況を知ることができる。

- （12） 用田政晴・細川修平「近江」近藤義郎編『前方後円墳集成』近畿編、山川出版社、1992年。
辻川哲朗「米原市村居田古墳の再検討」『紀要』第19号、（財）滋賀県文化財保護協会、2006年。
なお、辻川氏には本稿を草するにあたって数々のご教示や資料の提供を得た。記して感謝の意を表します。
- （13） 辻川哲朗「米原市村居田古墳の再検討」前掲註（12）。